

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第一条第七項の方法を定める省令

（平成十三年五月一日農林水産省、環境省令第一一号）

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第一条第七項の主務省令で定める方法は、脱水、乾燥、発酵及び炭化とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年十一月三十日農林水産省、環境省令第六号）

この省令は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）の施行の日（平成十九年十一月一日）から施行する。